

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和元年7月1日（月）午後1時30分開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

2 住民投票結果の分析について

14:03

2 住民投票結果の分析について

◎結論

企画調整部次長（企画課長）から、住民投票結果の分析について説明があり、引き続き協議することとしました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、次に協議事項2、住民投票結果の分析について当局から説明をしてください。

○企画調整部次長（企画課長） それでは、住民投票の結果という資料から御説明させていただきます。

こちらの資料は告示をした資料でありまして、①の投票結果、投票率が55.61%ということです。投票率が50%を超えましたので、住民投票は成立をしたということです。また、ページ下段、②の開票結果です。こちらは有効投票につきまして設問1、設問2、それぞれの投票数を記載をしているというものです。また、右側、無効投票につきましても票数を記載させていただいているというものです。こちらの内訳につきましては、次の資料をごらんください。

A4横型の資料でございまして、住民投票結果の分析というものです。こちらは設問1、設問2、それぞれパターン1、パターン2、パターン3ということでお示しをしています。まず、パターン1につきましては、3区案で平成33年1月1日までに区の再編を行うことに賛成。パターン2といたしましては、3区案以外で平成33年1月1日までに区の再編を行うことに賛成ということ。パターン3は、その他ということです。

それでは、表に戻っていただき、上の表をごらんください。まず、設問1について賛成という方、こちらがパターン1ということになりますけれども、こちらの投票数が13万2249票、構成比としては41%ということです。下へ行っていただきまして、設問1で反対、そして設問2で賛成という方、こちらがパターン2で、3万1722票ということで9.8%、それから、設問1、設問2、いずれも反対という方、こちらがパターン3で、15万8629票、率にしまして49.2%ということです。

次の資料は住民投票結果の分析です。まず、1番上、設問1につきましては、今申し上げましたとお

り、賛成について41%、反対について59%ということです。矢印のところですが、平成33年1月1日までに3区案で再編を行うことにつきましては反対が多数ということです。それから、設問2につきましては、設問1で反対と答えた方に対して、区の再編を平成33年1月1日までにを行うことについて尋ねているものです。そして、賛成が16.7%、反対が83.3%ということです。

次に、設問1・設問2を通じての分析です。有効投票に占める割合ということで、設問1に賛成、パターン1ですが、41%、設問1に反対、設問2に賛成、こちらが9.8%、設問1、設問2ともに反対という方が49.2%という結果です。

こうしたことから、その下ですが、設問1、2ともに再編の時期を問うものであることから、どのような再編案かはわかりませんが、平成33年1月1日までに区の再編を行うことへの賛成が50.8%、その他が49.2%ということです。そうしたことから、平成33年1月1日までに再編を行うことへの賛否は拮抗しているという認識をしているところです。

次の資料は無効投票の内訳です。上段、真ん中から上のところに点字投票以外の投票、それから、真ん中から下が点字投票ということで、一番下、無効投票総数につきましては3万7656票ということです。

上段の点字投票以外の投票で御説明をさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、条例にあります無効事由ごとに票数をとりまとめたものでして、無効が多かった事由といたしましては、
(3) 設問1の選択肢のうち賛成に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの、こちらが2万307票です。それから、次が(4) 投票用紙の設問1及び設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの、いわゆる白票というものですが、こちらが5601票。それから、1つ飛びまして、(6) 投票用紙の設問1の選択肢のうち反対に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの、こちらが5553票ということで、この3つの事由でおおむね8割以上の無効が出ているということです。

○高林修委員長 当局の説明が終わりました。質疑・意見を求めますが、その前に左上、住民投票結果の分析以外の3枚の資料の記載方法についての質疑・意見があれば先に受け付けますので、よろしくをお願いします。

[質疑・意見なし]

○高林修委員長 それでは、説明に対する質疑・意見を求めますが、議論というか、質疑・意見をいただくのに、委員長としては皆様の意見を聞きやすいように、まずは住民投票結果の分析の設問の1の矢印、四角囲みと、もう一つ、中段にある四角囲み、2つありますけれども、最初の四角囲み、平成33年1月1日までに3区案で再編を行うことについては反対が多数という分析について質疑・意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。この4枚の資料については事前に委員の皆様には配付してありますので、できれば早い段階で御意見・質疑を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もう一度申し上げますが、上の四角囲みについて質疑・意見がおありの方は御発言を願いたいと思われ、質疑でなくても意見があればおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太田康隆委員 設問1に関しては、3区案を平成33年1月1日までにを行うことについて賛成か反対かという非常にわかりやすい設問で問うたわけですし、それに対してこういう投票結果、つまり反対が59%ということは明確な市民の意思が出たというふうに私は思っておりますので、四角囲みの分析で的を射ていると思います。

○酒井豊実委員 設問1での反対多数というふうに分析結果として簡潔に述べられておりますけれども、私も見て、まさにこれは反対が圧倒的に多いという、そういう認識を持っています。そして、中区

から天竜区までの各区別の賛成、反対についてもここに実数とパーセントが記載されておりますとおり、全ての区で3区案に反対というのが多数を占めたということも、この7つの区全てで反対が多数を占めたというのも非常に大きなことだと思っております。とりわけ私は天竜区選出ですので、この比率を見てなるほどなどというふうに思いつつ、北区、浜北区、東区などについては想定される、私が予想する反対よりもさらに強く住民の意思が示されたと。このそれぞれの区ごとの住民の意思というものをやはりしっかりと我々なりに分析し、捉え、生の声をさらに聞く中で深めていく必要があると、そういう感想であります。意見です。

○高林修委員長 それでは、この最初の四角囲みについては特に異論はないということで、この質疑・意見を求めることについては打ち切りをいたします。

それでは、2番目の四角囲み、平成33年1月1日までに再編を行うことへの賛否は拮抗という当局のこの分析について質疑・意見を求めます。

○波多野亘委員 まず、結論から申し上げて、この四角囲みについては別に異論はありません。ただ、少し疑問になるのは、代表質問の中でも伺いましたが、今回の住民投票は設問が2つあるわけです。1番目で3区案に賛成か反対か、これでまずフィルターがかかっています。設問2で3区案には反対だと答えた人に対して再編自体に賛成か反対かと問うています。そういう中で設問1・2を通じての分析ということでクロス集計がされているわけですが、ここの考え方について伺います。

○企画調整部次長（企画課長） 今回我々としてはこのような分析をさせていただいたということですが、今回の住民投票につきましては、設問1と設問2ということで問うているものでございます。また、設問1で反対の方について設問2でも答えていただくということで、一連の質問の中でお答えをいただいているということもありますので、1、2を通じての分析というものも当然欲しくなってくるのではないかとということで、このような形で示させていただいたというものです。

○波多野亘委員 もともと住民投票が行われた後のといいますか、統一地方選が終わってからの直後の市長の会見でもこういった出された方というものが、当選された個人として出されたものと思っておりましたけれども、要は合算することについて冒頭申し上げたように、私はフィルターがかかっているもので、それが本当にしっかりと正しいものかどうなのかということが見えないところがあるわけですが、これは専門家からの御助言だとか何かはいただいているのでしょうか。

○企画調整部次長（企画課長） 統計の専門の方からの御意見も伺っているところはあります。

○波多野亘委員 聞いて出されているということは当然そういった統計の出し方もあるという了解をいただいているという理解でいいですか。

○企画調整部次長（企画課長） はい、結構です。

○波多野亘委員 そういう手順あるいはアドバイスもいただいてということですが、私ども会派として代表質問に臨むに当たっても、会派の意見を聞きながら今回代表質問をやらせていただきました。そのときにも申し上げましたが、この3区案で平成33年1月1日までに区の再編を行うかどうかというところでの設問が一番最初にありますので、そこではこの3区案賛成と答えた方の中には、3区案でなければだめだという人も含まれており、また、この議会の会派構成の中でも、今までの議論の中で本来は2区案に賛成だけれども、3区案に賛成ですというようなことを表明された会派や、本当は4区案に賛成だけれども、今回提示された3区案に賛成ですというような形が入っていました。このひし型で囲まれている1、2ともに再編の時期を問うものであるからということで、どのような再編案かはわからないがというような表現の中で、再編を行うことに賛成ということでもとめることについては、

私ども会派として違和感があります。

もっと言うと、3区案反対、それでこの再編にも反対と答えた人の中には、平成33年1月1日まででなかったら、もしかしたら賛成してもいいと思われる人もいないかというところからいくと、私は今回のこの分析の表現、ひし形囲みのこの設問1、2ともにというところから49.2%というようなところの表現は要らないのではないかというふうに思っています。

そして、この最初に示された住民投票の結果、告示第12号ですね。これを見れば、それぞれの立場、それぞれの考えによって、これとこれを足したらだとか、もっと言うと無効投票の内訳も足して、いや、本当はこうなんじゃないかというような予想だとか、個人なりの分析をされるということはあるとは思いますが、今回この委員会の中で分析というような形でやるに当たっては、ここの表現というのは必要ないのではないかと。

ただ、平成33年1月1日までに再編を行うことの賛否という部分は、逆にこの部分がどこに振れようとも、私ども会派としては拮抗しているという考えでありますので、代表質問の中でも申し上げたように、これを足そうが、足すまいが、この特別委員会が設置されたわけですから、しっかりと議論を深めて、どちらかに傾いていくような状況になるまでやっていくということが逆にこの住民投票条例の17条、市長も議会もこの結果を尊重しなければいけないと、そういうところに結びついていくのではないかと、いうことを申し上げて、意見とさせていただきます。

それで外せられるのか、外す気があるのかどうか。

○高林修委員長 波多野委員、どこの部分ですか。

○波多野亘委員 先ほど申し上げた設問1、2を通じての分析で、ひし形の2つ目ですね。設問1、2ともに再編の時期を問うものであるものからというところから49.2%までを外していただきたいと思っていますが。

○企画調整部次長（企画課長） 私どもこういう形で今回出させていただきましたけれども、ここの協議の中でどういった御意見にまとまるかわかりませんが、そういった御意見を踏まえて持ち帰らせていただいて、また検討はさせていただきたいと思っております。

○企画調整部長 きょうこの特別委員会は、もちろん公開の場で実施をしておりますので、当局がこの委員会に出した資料、これが間違っているから修正だとかという形というよりは、今次長が申し上げましたように、委員会としてどのような意見を付されたかということ踏まえて、仮に例えば広報、市民の方にどうやってお知らせをしていくかというのが今後のお話になりますけれども、そういったところはそういった点を十分踏まえたいと思います。ですから、反対に資料の修正ということになると、その資料というのは、何と言いましょうか、当局の出した資料の修正がいいのか、それとも委員会としての住民投票結果の分析資料が出て、当局の当初提出の資料との対比でいくと、ここの部分がこういう考え方で、議会としての意見がまとまったんだというのがいいのか、そこのあたりがちょっと私も判断いたしかねるところではあります。

○波多野亘委員 ということは、この委員会のきょうの議論に委ねられる部分も一部あるという理解でいいですか。

○企画調整部長 それは先ほど次長がお答えしましたとおり、きょうのこの委員会での協議、その内容を踏まえて、それで持ち帰り検討はさせていただきたいとは思っております。

○波多野亘委員 そこまで言っていたので、では、あえて申し上げさせていただきますが、代表質問の中でも市長に対してほぼ半数の反対をどのように評価するのかとか、市長も答弁の中で

41%の3区案賛成の方々と、3区案は反対だけれども、再編は賛成といった9.8%の方々が一定数いらっしゃって、それは一つの目安として平成33年1月1日再編に向けてという発言をされたのを受けて、では半数の皆さんの意見はどう捉えているのかということ私、再質問させていただいたときに、市長も今回結果が拮抗しているというのが認識であって、それを踏まえて今後議会でも議論をしていただくというような発言もありました。

私どもも会派の中を見ますと、賛成の方もいれば反対の方もいるという状況の中で、やはりまずこの拮抗しているという結果を捉えて、フラットに議論を進めていくには、この委員会のメンバーの中にも何が何でも再編はしてもらいたいと内心は思っている方もいらっしゃるかもしれないし、何が何でも反対であるという方もいらっしゃるかもしれません。そこはまずこの結果を全て受け入れるというところから議論を始めないと、議論がスタートしないのではないかと思いますので、委員長、その辺も含めて今後の采配も考えていただきたいというようなところをあえて意見として申し上げておきます。

○松下正行委員 もう1回確認ですけれども、今自由民主党浜松から、この2番目の四角囲いの拮抗はいいということで、ひし形の2つ目の設問1と2の最後49.2%までは削除してほしいということですが、この分析で例えば1つ目のひし形のところの賛成、反対、ともに反対というのが票とパーセントが出ています。これだけで分析としてこの賛否は拮抗というふうに出なかったものだから、この2つ目のひし形が当局としては必要と思って、ここに記述をされたのではないかと思います。もしこの2つ目のひし形のところがなくても、1つ目のひし形のほうで賛否が拮抗しているというところにきちっと結びつくという分析であれば、今自由民主党浜松が言われたとおり2つ目のものはなくてもいいと私も思いますが、そこら辺はこの2つ目のひし形をどうしてこう記述されたかということをもう少し説明をいただけるとありがたいと思います。

○企画調整部次長（企画課長） ひし形2つありまして、その2つ目の記載ということですが、先ほど申しましたように、設問1と設問2は一連の流れということで、今回の住民投票が設定されているというところがあります。設問1のほうで反対された方が設問2のほうに行って賛成、反対を入れるという流れで来ているということです。

そうした中で、設問1・2を通じての分析ということになってくるわけですが、そのときに設問1で賛成という方は3区案に賛成ということですからすぐわかるんですが、設問2へ行ったときに、賛成、反対、こういった方をどのように表現するかということが難しいところがあります。そういったところでどういう表現がいいかということで、どのような再編案かはわからないがというような言葉を入れさせていただいていますが、そういったくくりを持つことで賛否が拮抗ということに結びつけるというような形から、このような記載にさせていただいたということです。

○松下正行委員 そういう流れの中で、セットで設問1、2を通じて何らかの説明があって、最終的な囲いの賛否は拮抗というような今の説明を聞くと、そういうふうには捉えたんですが、そうすると、ひし形の2つ目の分析のこの説明文というのは、当局側としては必要というふうには捉えて出したと私、今認識をしたんですけれども、そうすると、逆に言うと、このひし形の2つ目の分析の説明文を削除することは、最終的な賛否は拮抗というところへ行かないという、その確認をしたいんです。

○企画調整部次長（企画課長） 我々としては、このような形がいいんじゃないかということで、今回出させていただいているということですが、きょうこの委員会の議論の中で、どのような結果をいただけるかわかりませんが、そうした結果を踏まえて、どういう表現がいいかというところはまた検討させていただきたいということです。

○松下正行委員 最後になりますが、告示の第12号でも明確に数字は出ています。そのことを設問1・2を通じての分析の説明文として書いていると私も認識をしています。あえて言うならば、ひし形の2つ目の最初の黒ポツの最初の部分、どのような再編案かわからないがというものを逆に言うと、つけ加えているというイメージがあるので、ここだけ削除してもいいのかなというふうに思います。これは意見です。

○太田康隆委員 住民投票というのをどう受けとめるかということによって、その結果をクロス集計に使ったり、いろいろなコメントを加えたりということはどう捉えるかということが変わってくると思いますけれども、11月30日にこの条例案が出るときに、私は本会議で議案質疑を行いました。住民投票になじまないということをずっと平成23年以来言ってきた私としては、こういった複雑なもの、選択肢がまたがるもの、それから、同じ地域の中で住民同士の利害が対立するものというのは、住民投票になじまないんだと。それでもあえてやる理由はどこにあるんだというようなことを3つほど質問させていただきました。やはりそれに対する市長の回答を見ると、新3区案を提案したけれども、結論が出なかったから、直接市民の皆さんから意見を聞くことが妥当だと判断したんだと、提案理由の1つ目。2つ目の私の質問に対しては、2段階の設問にすることで、民意がより正確にはかれる設問にしたという説明でした。3つ目の質問、直接民主制と我々議会の間接民主制とが対立すると、それは条例案でもって解決できるのかというような質問に対しては、最終的にどこかで結論を出していかなければいけないという言葉で答えられました。

それで、この前期の3年半の議論も含めて、私が感じたのは、再編ありきではないですよと言いながら、やはり再編ありきだったんです。パブコメ案に対する1つの結論がこの委員会では出なかったから、最終的に住民投票というその手段を選びますということで住民投票になったわけです。

それで、しかも住民投票にするのであれば、住民のその意思が示される結果を尊重するということがあったはずなんです。そうでしょう。これはアンケート調査じゃない。アンケート調査は複雑なものをアンケートで聞いてもいいかもしれません。クロス集計の結果、こういう結果が出たということも言ってもいいかもしれません。私はなぜアンケートをやらないんですかということも含めて質問してきました。だけど、住民投票はイエスカノーです。イエスカノーしかないわけだから、どちらとも言えないはないんです。どちらとも言えない住民投票の結果、こういう結果が出てきたということは、思惑でこうだったということ本来言っただけとはいえないんですよ。イエスカノーしかないんですよ。そう思います。

だから、この設問1・2を通じての分析の中の拮抗しているということにしても、私は異議ありです。拮抗しているんじゃないで、もう設問1で、平成33年1月1日までに新3区案に対して反対の意見が圧倒的に多い。その反対と答えた方の中に3万何千票、新3区案以外の案でやったらどうかという意見があった。それから、どちらに対しても我々は反対なんだというのが49.2%の15万8629票あったと、もうこの結果以外の何ものでもないと思っただけです。

それを、その後の市長の新聞記者の皆さんに対するインタビューでも、それから、本会議でも、この賛成の方の意思を尊重しなければいけないという言葉を使っていますけれども、私はこれは反対票に入れた方に対してとても失礼なことだと思います。だから、本来もうこの投票結果というのは、結果のところだけを分析すると、こういう結果でしたということで足りるんだけど、あえて百歩譲って、設問1に新3区案と答えた方がいた。それから、それには反対なんだけれども、新3区案じゃない違う区の割り方で賛成という答えをした方がいた。その2つを足せば、確かに全く両方とも反対の方たちと数は非常に拮抗しているということは、それは確かだと思いますが、新3区案の中には、先ほど申し上げ

たように、直接市民の利害が対立する今回の住民投票ですので、新3区案であれば、自分たちが住んでいる地域は何の変化もないんだと、生活、市民サービスが低下するとか何かが変わるといことがないところに住んでいらっしゃる方たちにとってみれば、新3区案だって何も変わらないんだから別にいいじゃないかという方もいるかもしれないですよ。ここが実は重要で、だから住民投票という制度に持ち込んじゃいけないですよ。

このところでここまで言うつもりはなかったですけれども、区別に出ている票の出方からすると、直接新3区になったとしても影響を受けない中区の方たちの中にも、しっかりと、いやいや、それじゃいけないよ、新3区案だめだよと、両方に反対だよという方がいたということは、大変浜松市民の皆さんというのは影響を受ける方たちに対する配慮もできているなというふうに私は分析しているわけですが、そういう個人個人がここからどういう分析をされるのか、どういう感想を持っているのかというのはまた後の議論になると思いますけれども、この少なくとも設問1・2を通じての分析について、特に1・2を通じての分析についてのそのひし形の部分というのは、全く主観が入っている集約の仕方ですので、本来こういう集約はすべきでないということについて私も同感ですので、申し添えます。

○酒井豊実委員 この四角い囲みの中の賛否は拮抗しているということと、上のひし形のところの関係からすれば、私もこの表だとか告示の12号だとか、これは上のひし形で十分であると。より客観的なものだけを示すということでもいいと思っています。

それと、やはり先ほども意見を言いましたが、全体的な合計の数値というのは平均値というようなことになるわけですし、人口の圧倒的に多い区、中心市街地を持ったところと、過疎地域を抱えている地域全て合算して、それで平均値を出したものと捉えておきまして、私は基本的には7つある区のところの実数のところをやはりしっかり検討すべきだという考えを持っています。

それで、先ほどもどなたかおっしゃられました、設問1というのは、まさにぱっとスイカを真っ二つに割ったような結果だろうと思っておきまして、それは明確だと。ところが、設問2へ移る段になって、有権者の皆さんは非常に鉛筆の進みぐあいが悪くなって、迷いが圧倒的に生じた結果がこの無効票の多さということで、中区でも無効票の比率というのは全体の投票総数の中で11.38%ですか、全てのところで非常に多いところになっていますから、その迷いの中で設問2そのものも記載がされたということになってくると、やはり設問2の回答というのは実数そのものがいろいろ縦に横に180度の振れがあるんじゃないかというふうに強く感じていますので、今回の住民投票についてほとんど正確なのは設問1、そこに依拠すべきであると、そんなふうに思っていますけれども、担当当局としてはどういふうなことをお考えか。それから区ごとについての評価といいますか、分析についてもどうかということをお伺いしたいなと思っておきます。

○企画調整部次長（企画課長） まず、区ごとのというようなお話がありましたけれども、住民投票、こちらは最初条例をつくったときからの話ですけれども、全体での票数で判断をするということがまずあったかと思えます。今回、個別にも数字は出していますけれども、それをどのように分析するかというのは、それぞれまた主観が入ってくる話になりますので、今この場というよりも、この先の議論の中で、もしそういったものが必要となればやっていくことなのかと思っております。

それから、無効票の評価ということですが、無効票につきましては、先ほどお出しした資料ということで、それ以上のことはないかと思っております。その中でどういったことから無効票になったかということは、いろいろなことが考えられますけれども、そこは実際その方がどういふうことで間違えたのかということまでは、この結果からわかるものではありませんので、あくまでもこの無効票の事

由別の結果、これだけかと思っております。

○酒井豊実委員 これは11月議会の中で、先ほど太田委員もおっしゃられたわけですが、それぞれ討論もされたし、私も演壇に立ちましたけれども、そもそも住民投票というものは直接民主主義の一つの形態であるとともに、どうあるべきかと。純粋に住民が住民によって住民の意思を示すという形での投票が正しかろうということを見ますと、例の沖縄県の辺野古の移設を問う住民投票であったり、今まさに始まろうとしている御前崎市の産業廃棄物処理施設の設置の賛成、反対を問う住民投票、住民による住民の意思を署名でもって規定数を集めて提出し、それに対して市長がやるかやらないかということで答える流れというものが正しい道であると思っておりますが、今回の場合にはそうではなくて、住民の意思が先になくて、市長のマニフェスト、政策方針のその流れに沿ってカードがイエローになるかレッドになるかわかりませんが、切られたというところでありますから、本来の狙いとするところの住民投票、住民が求めたものではなかったというところに大きな問題があったというふうに改めて思っています。

それと、本会議場でも言いましたが、条例の中にも書いてあるような形での、本来であれば全く自由な住民投票の運動というものが、市長選挙と一体となることによって、公職選挙法の規定を受けて、自由な住民投票運動が妨げられたという側面がありますから、そこにはさまざまな力関係が働いたということも含めて、設問1から設問2の迷い、あるいは無効票という流れに入ってしまったのではないかということになります。もう1回言いますが、やはり設問1の判断、これを中心にきっちり我々のほうとしては見て、議論といたしますか、これからの展開を深めていくべきであると、そんなふうに思っております。

○高林修委員長 酒井委員、それは御意見として承ればよろしいですか。

○酒井豊実委員 はい。

○岩田邦泰委員 いろいろな考え方があるのかなと思って今聞いていましたけれども、やはり意見が拮抗していると。賛成も半分だなと、反対も半分なのかなというのがこの円グラフを見ても大体のことはわかるのかなというふうに思えば、その一言、二言、1文にとらわれて前に進まないというのが一番問題だなと思って、今聞いていました。

意見としてですけれども、ちょっと先を見て、先ほど波多野委員の話の中にもありましたけれども、反対の中にはもしかしたら平成33年の1月でなければ賛成だったかもしれないという人もいたといった見方も確かにできるなというのがありますし、そうすると、ここで本当にこの文言だけにとらわれていいのかなというのが私の今正直な思いです。ですので、議論を進めるに当たっては、もっともっと先を見た議論ができればというふうに思って、今聞いておりました。

○森田賢児委員 意見となります。先ほど来、住民投票のあり方、また結果についてイエスかノーだったり、また、スイカを真っ二つにしたようなということで意見が出てますけれども、私はこの結果を見たときに、再編する、しないという二者択一であれば、この下の四角囲みの表現は決して不適切だと思いませんし、逆に拮抗しているものだという認識です。3区案が出されるその過程にはいろいろな議論があったのも議事録で拝見しましたし、また、それが一つの妥結案ということであれば、なおさらこのする、しないという二者択一の見方もあってしかるべきかと思えます。

○高林修委員長 先ほど松下委員もおっしゃっていましたが、どのような再編案かわからないを削除すればいいというお話もありましたし、自由民主党浜松としてはこの2つ目のひし形は一切削除というのが望ましいという御意見だと思いますが、この下の四角囲みの結論で全委員の皆様、ほとんど同意は

されると思いますが、ただ、そこへ持ってくるまでの考え方が違うので、やはりこのところは本来は議論すべきだというふうに思います。先ほど岩田委員もおっしゃったように、いろいろな考え方があるということですので、このほかにまだこのところに御意見がなければと思いますが、どなたか意見をおっしゃられる方、いらっしゃいますでしょうか。

○波多野亘委員 今、委員長、意見がなければということですがけれども、私どもは外していただきたい。当局はどういうような形にするのか、この特別委員会の議論でどうするか持ち帰りますという話ですから、そこを進めていただかないことには、今の議論で委員長と副委員長が持ち帰られて当局と云々という話になってしまうのか。

○高林修委員長 いや、そういうつもりで言ったわけではないです、意見がなければ後の発言は。

○波多野亘委員 ではどういう意味なんでしょうか。ちょっと理解できなかったものですから申しわけありません。

○高林修委員長 先ほど企画調整部長がおっしゃられたように、この委員会での議論を持ち帰って、当局はまた判断されるということなんですけれども、なければということの後には、下の四角囲みについて、当委員会としては、これを認めるかどうかということに、合意ができるかどうか、まずそこを聞きたいんです。先ほど申し上げたように、この四角囲みの結論に全員が同意されたとしても、もちろんこの四角囲みに至るまでの意味合いが各会派違うわけじゃないですか。それは十分認めた上での話なんです。

○波多野亘委員 ですから、先ほど冒頭で申し上げたように、拮抗というところに対して、この四角囲みに対しては異議を申し上げるものではありませんけれども、その前提ではないですが、いろいろな考え方があるものですから、あえていろいろな考え方が出てしまうような表現というのは外していただいたほうがいいのではないかとということで申し上げました。

逆に委員長はきょうのこの議論をもってと言いましたけれども、当局に伺いますが、先ほどの発言は、私はもっとこの委員会の中でもみ込んでもらって、どちらかに振れるまでというような感覚を受けたんですけれども、今のまま持ち帰って検討できるんですか。

○企画調整部長 先ほど私が申し上げたのは、当然今、波多野委員から御指摘がありましたように、今の状態では委員会でこういう意見があったということしか当然、持ち帰れません。当局がこの資料を公の場に、本日の委員会に提出したというのは、これはこれでもう事実でございますので、その提出後において、その資料の取り扱いを委員会で、つまりは議会でどう判断するのかと、そういう考え方を教えていただくと、きょういただいた意見を持ち帰って、当局で再度検討する際の参考にはさせていただきます。その方向がないと意見がありましたというだけになってしまうので、当局として一旦出したものを撤回して出し直せと言われていたのか、あるいは当局はもともと当初これを出したけれども、議論の中で議会の認識として削除、一部修正とかというのがあったりとか、あるいは加筆があるのかもしれないが、そういう取り扱いが議論されて、それを持ち帰らせていただくのがありがたいと、そういう趣旨です。

○高林修委員長 部長、そういうことであれば、持ち帰って検討して、再度この委員会で発表はしていただけるということですか。

その前に、この委員会で直せと、今そういう発言をされましたけれども、そういうつもりはこちらはないので、あくまで検討されて持ち帰るとおっしゃっているんだから、新しいこの委員会での意見を参考に、もう一度持ってきていただけるかどうかの確認です。

○企画調整部長 委員会で直していただきたいという趣旨で申し上げたものではありません。そのように聞こえたとしたら、少し説明が不足をしていたと思います。ですから、当局が出したこの分析、考え方を議会としてどのように受けとめていただけるのかということだと思っております。だから、いろいろな考え方があると思いますけれども、一旦この資料を提出し当局の考え方をお示ししたのは間違いないので、そこから、これをどう取り扱うのかということです。議会の見解・意見を付すという形でいいというんだったら、それはそれでももちろん十分議会の権能として受け入れることですし、直してくださいと言うつもりは全くありません。ただ、どのような資料の取り扱いを議会がなさろうとするのかというのを教えていただくと、意見を報告するだけではなくて、その意見に対して当局としてどうするのが検討はできる。委員長おっしゃったように、確約はできませんけれども、そういう状況で再度持ち帰って検討した中で、資料を撤回して、再度出すということも、それは可能性としては全く否定するものではありません。

○太田康隆委員 つまり区の再編というのは何のためにやるかということが当局の姿勢にやはりあらわれてくるというふうに私は思うわけです。主役は市民なんですよ、市民。市民サービスをしっかりと充実させていくと。それから、健全な財政状況を維持しながら、効率の最適化を図っていくということだったはずなんですよ。その主役である市民のところがちよっと勘違いがあると、こういう結果に僕は結びついていくとしか思えないんですよ。市長が平成30年6月18日の日経グローバルでインタビューに答えられているんです。区の再編をやっているんだけど、その懸念として私は3つあると。住民自治がしっかり担保できるのか、それから、住民サービスの低下を招くのではないかと、現行の区の枠組みでやっている取り組みがもしかして区の再編をすると継続できないのではないかとという懸念が市民の中にあると。それを払拭していかない限りいい結果は出てこないということなんですよ。

それで、この結果というのはやはり市民の中に不安があったわけですよ。説得できなかった、その魅力を感じられなかった。そういう市民に対してやはりこれからどういう行政組織でやっていくかということを考えれば、この分析はどういう再編案かわからないが、賛成しているという分析じゃないはずですよ。僕はそう思いますよ。この要するに拮抗しているという結論に行くときに、この13万2000票の新3区案に丸をつけ賛成に投じられた方というのは、結果的に賛成、反対で否決されるんだけど、先ほど波多野委員も触れられたように、新3区案がいいですよということで投票しているわけでしょう。新3区案でなければだめだという方だっているわけですよ。新3区案が否定されたわけですから、ほかの区の再編案をこれから提案していったときに、だめだと言う方だっているわけでしょう。だから、もしも13万2000票の方たちが新3区案以外の区の再編案であれ、区を再編していくということにも賛成してくれるという大前提のもとに——イフですよ、イフ。大前提のもとにこれを分析すると拮抗しているということになるわけでしょう。前提がなければ拮抗しているという結論に行き着かないわけですよ。だから、僕はそういう非常に危険な主観の入る分析はやらないほうがいいということを言っているのは、そういう意味なんです。

だから拮抗しているということに反対する市民はいますからね。私のところへ直接どういうことですか、拮抗しているって、拮抗なんてしてないんじゃないですかと言う市民だっているわけですよ。3つの結果しか出てない。この円グラフの3つの結果——住民の皆さんがわざわざ投票所へ行って、投票した結果はこの3つでしかないんですよ。だとするんであれば、百歩譲って、もしこの下の円グラフを分析したときに反対以外のところを賛成だというふうに考えるんであれば、拮抗しているという言い方もできるかもしれませんねというのが私の百歩譲ったところの感想です。だから、変なコメントはつけない

いほうがいいということです。わかりませんか。ではやめてしまったらいいですよ、拮抗しているというのは、設問1の分析だけ。それがフェアな分析。

○波多野巨委員 くどいようですが、委員長、僕は先ほど来の当局のお話というのは、この特別委員会の中でもう少しもみ込んでくれというふうに聞こえてならないんですけども、逆に私どもというか、代表質問を進めていく中でも議論をやはり前に進めるためにも、こういった足し方という、要はいろいろな憶測ができるような表現というものは今回は除いておいていただいて、それで、ではどのような議論をしていくのかということを進めない、なかなか会派の中も、前に向けない部分もあるかもしれないものですから、先ほど来、代表質問もさせていただいたときのことも含めて今申し上げているわけで、逆に市民クラブの岩田委員なんかはそういった瑣末なことにとらわれずに、議論が進むのであれば、これは別にどっちでもいいという表現をしていただきましたし、逆に森田委員は、これはやはり足して、分析をしてスイカを割ったというような表現、あと松下委員は、どのような再編案かはわからないがだけ取ればいいじゃないかというようなところだったと思いますが、この辺が例えば先ほど来の繰り返しになりますけれども、私どもも会派の中に賛成、反対ありますから、この中でも賛成の方は少しでも足して有利に見えるような状況で議論に進みたいという方もいれば、逆に絶対に反対という方は、これは外していただいて、これはというのは3万1722票を足すのはやめていただいて、いや、反対が多かったんだ、それで議論を進めましょうというような思惑もあるかと思いますが、そういったことを除くためには、もうこの円グラフだけで、このひし形は取っていただきたいし、それでないとなかなか議論が進まない。当局にそれを持ち帰って判断してくれというのも私はなかなか酷なものだと思うものですから、あえて各発言をされた委員の皆様にご賛同していただけるかどうかわかりませんが、再度意見だともらって、大方どちらかに振れば、逆に委員長はこれを修正するつもりはないという発言ですけども、方向性は見えるのではないかと思って、あえて発言をさせていただきました。御采配をお願いします。

○高林修委員長 波多野委員、申しわけないけれども、修正するつもりはないとは一言も言っていないです。今、波多野委員からの御意見があったので、各会派の皆さん、簡単に言えば、2つのひし形についてどういうふうにお考えでしょうか。先ほど来、御意見はありましたけれども。

○岩田邦泰委員 今、波多野委員がおっしゃったとおりです。ただ、極論なんだろうと私は思いましたけれども、太田委員の設問1だけでいいというのは、それはないなというふうには思っています。

○酒井豊実委員 私としては、この設問1・2を通じての分析の囲みの中で賛否は拮抗しているという分析、文言には賛成できません。というのは、これはあくまでもトータル、平均値ということであって、私としては7つある区、区とは何たるかということの当然前提とすれば、やはり区ごとの内容も含めるべきだというふうに考えております。政令指定都市で区は必置規定でありますから、それは住民民主主義、地方自治の政令指定都市における根幹でありますから、そこを反映させるというものが全ての制度、投票にも反映されなければならないと、そんなふうに思っています。

それで、これ拮抗ではないという最たるところは、北区が設問2の再編にも反対だということが純粋には61%です。非常に圧倒的だし、天竜区も57.5%、浜北区は52.5%、東区は50.1%ということで、このような区の住民の皆さんが賛否は拮抗していると、これが市の見解だと見たときには、また改めて我が区の住民の意思は届かなかったと、反映されていないと、わかってくれないというふうな反応になるのはもうはっきりしていると私は思っています。ですから、この円グラフについても出すのであれば参考として各区の円グラフもぜひつけるということも含めて、そんなふうに思っております。

○松下正行委員 それぞれ先ほどの当局の説明ですと、あくまでも市全体として住民投票の結果がどうだという分析という話も伺いましたし、それぞれ発言をされた、それぞれの意見がいろいろあるということなので、うちも百歩譲って、設問1・2を通じた分析の2つ目のひし形はなくしてもいいですが、最終的な設問1と設問1・2を通じた分析の四角囲みをこの委員会としてどうだということははっきりしていただきたいと。それが1つの条件で、拮抗をこの委員会の中でオーケーというか、認めてもらえれば、このひし形2つ目は削除してもいいかと。

もう一つは、先ほど太田委員が円グラフがもうそのものずばりだという話もされたので、円グラフは残すという、この2つの条件で削除してもいいのではないかと思います。

○鈴木育男委員 何か会派間討議みたいになってしまっているんだけど、ちょっと私の思いです。この投票結果の分析というのは、あくまでも当局側の結果に対する分析であって、当局はこういうふうに分析しましたよということではかないと私は思っています。分析の仕方ですから。だから、それについていろいろな意見を言うこと、それは当然いい。例えばこのひし形を取るだとか、下の賛否は拮抗というところに意見がある、だったら、この委員会の結論として、議会としてはこう考えますよといって新しくつくればいいんですよ。それだけのことです。その両方をしんしゃくして考えて、当然議会内部もそうだし、行政もそうだし、市民もそうだし、それで判断する。これが一番真つ当ですよ。ここで変えるとか、変えさせるとか、変えないだなんて言っている議論はおかしい。どう見たってもう拮抗とか半々、賛成でも反対でもどっちでもとれるよというのがこの結果だと私は受けとめています。

何でこうなったか。それこそ結果として住民投票に移ってしまったという場面をつくり上げたという、要するに行政と議会の議論の熟度が足りなかったと私は思っています、今までの感じを見ていて。それは一生懸命頑張ってくれました。一生懸命議論してくれましたけれども、要するにそれが市民のところまで広がらなかった。広がらなかったといううちに住民投票という方向に進んでしまった。

ですから、それに対して行政もそうだし、それから議会もそうだし、しっかりとそれぞれがそれぞれの役割を果たせなかったというところが私は反省するべきだと思います。そこを受けて、では議会ですらどうしていくんですかをこれから議論しなくては何も進まない。やるにしろ、やらないにしろどういう方向に行くのか。そこが一番大事なところだと思っています。本当に正直文言がどうだなんていう議論、私はこんな空虚なものはないと思っています。それぞれが受け取った思いの中で議会としてどう考えていくか、その議会の考えを受けとめて行政がどう考えるか、それだけ。それで前へどう進んでいくかと。いろいろな経緯はありますが、そういうふうに私はなりたいと思っています。

○関イチロー委員 1つは、住民投票の用紙のイメージがありますけれども、これはいろいろ紆余曲折、それから御意見もあって、当局案を大ざっぱに言えば1問目と2問目を入れかえてこういう投票用紙にしたと。それに対して議会自体はいろいろな御意見もあったんでしょうけれども、これでいいでしょうということと条例案を議会としては賛成をして、この投票に移ったということは確かだと思います。

先ほどから皆様方のおっしゃっているのは、要するに客観的だと口で言いながら、本当にそれは客観的な発言ですかというようなものも含めて、結局分析であったり、客観的であったり、見方であったり、解釈であり、それから考え方であったり、憶測だと。いろいろな言葉はありますが、でも、ここに出ているこの結果というのはそのまま、それ以上のものでも以下でもないんだろうなと。そこに分析というものに対してどういうふうに解釈をするのかというのがお話を聞いていますと、それぞれの皆さん方で少しずつ位置が違うんだろうなと。先ほどのひし形の2番目の話にしても、私はこれは分析でい

いと思うんですけども、いや、これは分析ではなくて、一步踏み込んだ解釈なんじゃないかというところもあるんですけども、私自身としては今までのお話のトータルから言いますと、こういう状態で当局が出してきたんだったら、これはこれで、その分析もしくは無効投票に関する内訳に関しては、これはこれで十分に認める話ではないのかなと。

あとはひし形の2番目の部分、これをではどうやって解釈するんだとか、それから、無効票の内訳をどうやって解釈するのかと、これはもうそれぞれの立場の皆さん方の御意見でしかないだろうなと思っています。そういう意味から言いますと、ではこの特別委員会としてどういう方向に何を持っていくことが今後大事なのかというようなお話をされたほうが先に進むという話ではないのかなと私は解釈しています。

○太田康隆委員 今回の特別委員会が住民投票の結果の分析についてというタイトルで、住民投票後、初めて開かれた委員会です。当局の分析が示された。それに対して我々議会はいろいろな思いを伝えて、聞きおくことができないものについては聞きおくことができないというふうにしっかり言うのが議会だと思っています。これを認めるということは、議会として聞きおいたということなんです。今までもさまざまな議論をやりとりしながら、聞きおけるものと聞きおけないものと区別して議会をやってきました。あるときは結論が出せない。去年の9月の末にこの特別委員会が、パブリックコメントをしていきたいという当局の提案に対して、1つの区の再編案にまとめ切れないということで、私はまだ議論は継続すると思っていたけれども、当時の委員長は議論を打ち切りました。結果的に特別委員会の機能不全に陥って、当局なのか、市長なのか住民投票に持ち込むという結果で進んでいったわけです。

だから、議会と当局の関係というのはここで議論ができないようではいけないわけですし、何のチェック機能もないわけですから、当局のこの報告に対して、いや、これは聞きおけないよというのは議会としての当然の権利だと私は思っていますので。そこで松下議員も先ほどここはそのひし形を外して、設問1・2を通じての分析について聞きおくと、了とするということはどうですかということを行っている意味だというふうに思いますが、私もそういう意味だというふうに認識しています。

ですから、先ほど来の議論で、これで当局が言いつ放し、こっちも言いつ放しではなくて、議会として報告の結果、そういう結果だったということにもなるわけですから、違いますか。そう思いますけれども。議事運営としてそういう形が1回目の分析についての結果を聞きおくこの会議としては適切ではないかと思いますが。この後もっと言いたいこといっぱいありますので、言いますよ。でもそれはちょっと別として、先ほどから委員長が住民投票結果の分析に関してどうですかということで、この内容について議論していますので、そんなふうに思いますが、どうですか。

○高林修委員長 普通、聞きおくというのは認めたということになってしまうので、聞きおくということはきょうのところは申し上げませんが、当局に先ほど確認しましたけれども、きょうの議論を受けて検討はしてもらえますよね。

○企画調整部長 冒頭そのように申し上げておりますけれども、その後にお示ししたとおり、意見を伝えるということでないようにするためには、議会としての意見をどのように議会として扱いたいのかということを確認させていただくと、その検討の際の参考にはなると思います。ですから、先ほど私が発言申し上げた後からの意見の中で、既に出した当局分析に対して議会としての意見をまとめればよいというお考えの委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、ただいまの御発言のように、聞きおくことの解釈はちょっと私には不明確なところはありますが、議会として聞きおくことがないというのも当然の権利だということをお前提にするんだしたら、当局の受けとめとすれば当然本日この特別委員会にお出しをした当局分

析というのは、それは議会でこれでは受けとめていただけなかったということになるんだろうと、そういうふうに思っています。

○高林修委員長 確認で聞きましたので、私の言い方としては、委員会でのいろいろな意見を受けてというふうに申し上げたつもりでいたものですから、議会でというふうな言い方は非常に、逃げに見える。だから先ほどあくまで委員会での各委員の意見を受けてというふうに確認したんです。で、今の部長の御答弁はそうではないということでしょうか。

○企画調整部長 申しわけありません。私が今申し上げた議会というのは、この特別委員会のこと、その意味で申し上げました。

○高林修委員長 委員会での意見が収束したものを受けてということでしょうか。収束はしていないわけではないですか、今。

○企画調整部長 収束をするかどうかということをお願いしたのではなくて、少なくとも私、ただいまの発言の中で議会と申し上げたのは、その前に委員長から御指摘があったように、それはこの特別委員会のことです。

○高林修委員長 そのやりとりは少し後にします。副委員長、意見があれば。

○加茂俊武副委員長 意見というか、ちょっと議事進行について話したいと思っているんですが、今、この設問1・2を通じての分析のひし形の2番目について議論をしているわけですね。ここが絶対に、これが正しい分析だという方がどのくらいいるのかを、逆にこの委員会でまとめて、私としてはそれを委員会の意見として何かその辺を当局に言えないかなということをおっしゃっているんですが、ここが絶対になければまずい人が果たしているのかどうか。ここを少し逆に深掘りしたいと思うんですがどうでしょうか。大方、今外してもいいという意見が多いような気がするんですが。

○高林修委員長 今の副委員長の議事進行について御意見があればおっしゃってください。

○波多野亘委員 冒頭申し上げたように、私どもの考えは一貫しておりますので、副委員長がそれを聞いてみたらどうですかということをお聞かせたとしても回答は変わりません。

○高林修委員長 ということです。先ほど関委員がおっしゃった次に議論を進めたいというのは私としても非常にあるわけですが。

○関イチロー委員 この特別委員会の性質からいけば、これは当局から出た分析結果ということになるわけですから、この特別委員会としてはこういう意見がありました、それからこういう意見もありましたというところを提示するぐらいでしかないんだろうなど。先ほどどちらかに振れるまでというようなことでしたけれども、そここのところの決定的な有効打がないとすると、それぞれこういう意見を持った委員会でありましたという状態では先へ進めないのかなというふうにも個人的な感想としては思います。

○高林修委員長 すみません、委員長としては非常に議事運営がうまくなくて申しわけないんですが、時間も時間ですので、今回、この委員会では設問の1の最初の四角囲みについては全委員が異論がないということですのでよろしいですね。

で、設問1・2を通じての分析については、次回にまた議論を持ち越しをしたいというふうに思います。きょうのところは事前に資料を配って意見を求めたので、多少性急で大変申しわけなかったんですけども、ここの下の四角囲みについては、次回に持ち越してもう一度皆様の御意見をお聞きしたいと思いますが、ほぼ出そろったかもしれませんが、ただ、今後の議論を進めていく上で、ここの下の四角囲みについては一定の結論を委員会としては持ちたいというふうに思っています。それでないと前へ進

めないと思っていますので、そのところは御理解ください。

○松下正行委員 だから、質問1と質問1・2を通じての分析の四角囲み、両方をきょう委員会としてどうだというふうにしてもらわないと、質問1だけよくて、では次回にまた質問1・2を通じての分析となると、ちょっと議論がかみ合っていないので、もう1回申しわけないですけども、委員に聞いてもらって、ここもはっきりさせたほうがいいと思うんですが。

設問1・2を通じての分析で賛否が拮抗しているということに対して、今それぞれ意見を言いましたよね。そこをだからきょう結論といいますか、全体の意見としてこうだというものを出していただけるといいと思ったのですけれども。

○高林修委員長 それは御意見として承りますが、最初の議事進行の中で設問の1の最初の四角囲みについては御意見・御質疑をもらいたいというお話を、御意見がなかったと思います。で、私はこのことに関しては打ち切りますと申し上げました。だから、これはもう一つの結論が出ているということで打ち切ったわけですから、あくまで次回については下の四角囲みについてお話をしたいとは思っています。

○岩田邦泰委員 なので私が主張しているのはこういうことなんですよ。こういう時間自体がすごくもったいないですよという話をしたつもりです。さっきの鈴木育男委員の話も、当局が出してきたものに対して僕らがこの後、意見をもめばいいんだという話だとすれば、やはりそこに時間をかけるのは本来違うのかなというふうに思っております。

○高林修委員長 それも御意見として承ります。

○波多野亘委員 次回設問1・2を通じての分析についてということですけども、私どももこの四角囲みについては、くどいようですが異議を唱えるものではありませんので、それを申し上げておきます。

○森田賢児委員 私もこの状況を見てですね、改めてなんですけれども、当局のこの分析結果というのはこのように粛々と受けとめて、しかしながら、それが委員会の中でなかなか理解されていないとか、そういった状況はしっかり認識しておりますので、それだけ申し添えておきます。

○高林修委員長 それでは、先ほどの松下委員の御発言はありましたが、次回の委員会では再度改めてこの設問1・2を通じての分析について御発言を願いたいと思いますが、関委員にちょっと今のうちにお聞きしたいんですけども、2つ目のひし形のこの文言については正しいというふうに思っているわけですが、これも解釈の一つだというふうに判断されているのか、これが100%、この下の四角囲みの結論に至る一番正しい理由だというふうに考えられているか、ちょっと教えてください。

○関イチロー委員 これはあくまでも当局の分析の結果だと、解釈だというふうに考えればいいんであって、それに対して我々は、この委員会のメンバーはどのような考えを持っているんだということぶつけるということでこれを取り扱えばいいのではないかと私は思っております。

○太田康隆委員 次回設問1・2を通じての分析のところの議論をするということで、それは了解しましたが、今回の住民投票、全体を通じての意見を言う機会というのはそのときにまた設けていただけますか。そうすれば別にきょうは言いませんので。

○高林修委員長 そうですね。そうします。

○太田康隆委員 はい、わかりました。

○高林修委員長 よろしいですか。

それでは、住民投票結果の分析についてはこれまでといたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:28